

令和元年9月1日から以下のエリアは

路上喫煙禁止及び

環境美化推進地区

タバコの危険性について

タバコは自分の健康を害するだけでなく、受動喫煙により周りにいる人の健康にも悪影響を及ぼします。また、歩きタバコによってヤケドや服を焦がすなどの事故も報告されています。

ポイ捨て被害について

ポイ捨てされたタバコは、行政が費用を支払い清掃する場合もありますが、多くは地域住民の方々の善意により清掃されています。軽い気持ちでポイ捨てる行為が、地域住民を苦しめることになってしまっています。



※指定地区内の道路や広場などの公共スペースでの喫煙が規制の対象になります。
※土地の管理者等が自ら管理する敷地内に設置した喫煙所において喫煙する行為は、規制の対象になりません。

※違反した場合は市より指導や勧告等を行うことがあります。
※指定地区以外においても、受動喫煙の防止やポイ捨て禁止を心がけ、マナー向上に努めていただきますようお願いいたします。

摂津市では、受動喫煙の防止や喫煙マナーの向上のため、「摂津市健康づくり推進条例」及び「摂津市環境の保全及び創造に関する条例」に基づき、路上等の公共スペースでの喫煙行為を禁止する地区の指定を行います。受動喫煙の防止やまちの美観維持に関心を持っていただき、誰もが気持ちよく暮らせるまちを実現できるよう、ご協力をお願いします。

摂津市